



消費生活センターへ
ご相談ください。
TEL.092-632-0999 

消費者トラブルの相談

悪質商法 (トラブル) はこうして 防ぎましょう。



- ① 必要がなければ、「いません!」とキッパリ断る。
- ② ハンコや署名は慎重に! まずは、家族や友人にご相談を。
- ③ 「お得」「儲かる」などのうまい話にはご用心!
- ④ 相手の名前と用件をしっかり確認!
- ⑤ 自分の家族や財産などを気やすく話さない!

しまった!と思ったら クーリング・オフ!



クーリングオフとは…

契約してしまっても一定期間内であれば
違約金などを払わずに
消費者が契約を解除できる制度です。

やり方はカンタン!書面に書いて送るだけ!
詳しい書き方などは、
お近くの消費生活センターへご相談ください。

切手を貼る

〒□□□-□□□□

簡易書留

〇〇株式会社

代表者様

〇〇県△△市□□町

契約解除通知

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○〇〇〇〇

契約金額 ○〇〇〇円

販売会社名 ○〇株式会社

上記契約は解除します。なお、支払済の
○〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

○年○月○日

住所 福岡県○市○町

氏名 福岡太郎